

中町上下水第123号  
令和元年12月23日

中標津町簡易水道運営委員会  
委員長 長正路清様

中標津町長 西村



水道料金の改定について（諮問）

中標津町簡易水道運営委員会規則第3条の規定に基づき、水道料金の改定について別紙理由書により諮問いたします。

## 理 由 書

本町の水道事業は、町制施行の昭和 25 年に中標津上水道として給水を開始し、町勢発展の人口増加に対応するため、4 回の拡張工事を経て現在に至っています。簡易水道事業においては、国営開拓事業、営農用水事業等により各地区にて専用水道、営農用水道が創設され、平成 16 年には 6 つの水道の統合による簡易水道事業を創設し、現在は 2 つの事業にて町内全域に安全で安定した水を供給しています。

料金改定については、昭和 58 年 4 月に現行の水道料金の改定を行い、消費税増税に伴う改定を経て現在に至っていますが、大きな改定は 36 年間実施しておりません。

この間、整備してきた中標津町浄水場や簡易水道浄水施設などは耐用年数を大幅に超え、老朽化が著しいことから、中標津浄水場の耐震化や営農用水の安定供給を目的とした道営畠地帯総合整備事業により、老朽施設の更新・再整備を行うとともに、現在では「中標津町水道ビジョン（経営戦略）（平成 27 年度～令和 6 年度）」に沿った更新を行っているところです。

また、職員の縮減、浄水場施設の維持管理を包括委託にするなどの運営体制の合理化及び給水停止業務による未納者への未収金対策など、安定給水の確保に取り組む一方で、人口減少、節水意識の高まりや節水機器の普及等により、水需要が減少傾向にあり、それに伴う料金収入の減少が予想されております。

今後も中標津町水道ビジョンに基づく計画的な賢い建設改良を行うとともに、災害等に備える資金を確保するにあたって、現状のままでは水道事業会計の財政計画で令和 4 年度に当年度純損失の計上、また簡易水道事業特別会計においても令和 4 年度に財政調整基金が枯渇する推計となり、財源確保が急務となっています。

持続可能な経営基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図るため、令和 2 年度の水道料金の改定について、貴委員会にご意見を賜りたく、諮問いたします。